

教員研修規程

昭和54年 7月10日 制定

改正 平成2年4月1日 平成7年6月15日 平成8年12月12日 平成19年4月1日
平成26年4月1日 2020年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、日本女子大学の専任教員を学術研究及び教授能力の向上を期して、研修のため海外及び国内に派遣する場合の取扱いを定めることを目的とする。

(種類)

第2条 教員を研修のため海外及び国内に派遣する場合は、次の区分による。

- (1) 海外研修
- (2) 国内研修
- (3) 海外留学
- (4) 国内留学

(用語の定義)

第3条 この規程における用語の定義は次の各号による。

(1)「海外研修」及び(2)「国内研修」とは、その専攻する学問分野について研究し、教授及び研究の能力を向上させることを目的として、本学の経費により、海外及び国内に派遣される研修をいう。

(3)「海外留学」及び(4)「国内留学」とは、日本政府、外国政府、海外公私の団体等からの給費をもって、その専攻する学問分野について研究し、教授又は研究の能力を向上させることを目的として、本学の承認を得て海外及び国内に留学する研修をいう。

(研修教員の選考)

第4条 大学における海外研修教員及び国内研修教員の選考は、希望者につきその所属する教授会の議を経て、学長がこれを決定する。

2 海外留学教員及び国内留学教員の承認手続については、前項を準用する。

(研修教員の割当て)

第5条 大学における海外研修教員及び海外留学教員はその両者を通じ、原則として毎年度8名以内とする。

2 海外研修には私立大学等経常費補助金特別補助（海外研修派遣）による研修を含む。

3 国内研修教員及び国内留学教員の員数については、その都度実情に応じてこれを定める。

(授業の措置)

第6条 海外研修教員及び国内研修教員並びに海外留学教員及び国内留学教員に係わる授業の措置は、その教員の担当授業との関係において、各教授会がこれを決定する。

2 必要に応じて、原則として2コマまでの非常勤講師を手当することができる。

(研修教員等の資格)

第7条 海外及び国内研修教員を出願できるものは、本学専任教員として満3カ年以上勤務したことを必要とする。

2 海外及び国内留学教員を出願できるものは、本学専任教員として満1年以上勤務したことを必要とする。

3 本学教員研修規程により6カ月以上研修又は留学した者、及び本学サバティカル制度規程によりサバティカルの適用を受けた者が再び本制度の適用を受ける場合は、その終了後の復職した年度から起算して、本学専任教員として満7カ年以上の勤務を必要とする。

(研修期間)

第8条 海外研修教員及び国内研修教員の研修期間は原則として6カ月以上1年とする。

2 海外留学教員及び国内留学教員の研修期間は、その都度実情に応じてこれを定める。

(研修又は留学の中断)

第9条 海外及び国内研修又は留学教員は、病気そのほかやむを得ない事情により研修を継続し得なくなったときには速かに理由を附して学長に届け出ねばならない。長期にわたり研修を継続しえない見込みのときに限り、予め願ひ出て（緊急の場合を除く）帰国又は帰任することができる。

(研修期間の延長)

第10条 海外及び国内研修教員が、その研修の都合若しくは病気そのほかやむを得ない事由によって研

修期間を延長する必要があるときは、遅滞なくその事由を具して、学長に願い出ねばならない。学長は当該学部教授会の議を経てその可否を決定する。

2 研修期間の延長は、1年を限度とする。

(研修の取消し)

第11条 海外及び国内研修又は留学教員が、第14条の研究計画概要書又は誓約書に違背したと認められるときは、学長は当該学部教授会の議を経て海外及び国内研修又は留学を取り消すことができる。

2 前項により研修を取り消された場合には、交通費及び直接研修に要した経費を除いた研修費を返還させることができる。

(研修教員の義務)

第12条 海外及び国内研修又は留学教員は、研修期間終了後3カ月以内に研修報告書を学長に提出し、かつ、2カ年以内に研修課題に係る研究成果(論文、書籍の刊行、作品)を公表しなければならない。

2カ年以内に研究成果を公表する義務を厳守できない場合は、研修費用の一部を返還しなければならない。

2 海外及び国内研修教員は研修期間終了後、本学専任教員として3カ年を超えて勤務しなければならない。これを満たさず退職する場合は、研修費用を返還しなければならない。

3 第1項及び第2項の返還を要する費用の額については、理事会の決するところによる。

(必要手続)

第13条 海外研修及び国内研修並びに海外留学及び国内留学を希望する教員は、次の書類を学長に提出しなければならない。

(1) 出願者の所属、資格、氏名

(2) 海外若しくは国内研修等の研究課題とその概要

(3) 海外若しくは国内研修等の場所

(4) 海外若しくは国内研修等に要する期間

(5) 海外若しくは国内留学教員については許可された又は申請中の公私の団体等による給費の内容

(6) そのほか当該研修に必要な事項

(必要書類)

第14条 海外研修及び国内研修並びに海外留学及び国内留学を許可若しくは承認を受けた教員は、次の書類を学長に提出しなければならない。

(1) 研修計画概要書

(2) 誓約書

(3) 出発届(出発日時が決定のとき)

(4) 帰任届(帰国又は帰任後1週間以内)

(5) 研修報告書(帰任後3カ月以内)

(給与の支給)

第15条 海外研修教員及び国内研修教員並びに海外留学教員及び国内留学教員に対しては、その許可若しくは承認を受けた研修期間(最長1カ年)は、本学所定の本給及び通常の勤務に由来する諸手当を支給する。

2 第10条の規定により研修期間の延長を認められた場合には、その延長された期間を含め1カ年間は前項による諸給与を支給し、研修期間が1カ年を超えたときは、その超えた期間(最長1カ年)については本給の70%相当額を支給し、期末手当等は減額された本給を基準とする額を支給する。

(給与の支給方法)

第16条 前条の給与については、支給時期、支給方法及び受領者につき、当該研修教員の申請に基づき適宜の措置を講ずることができる。

(研修費の支給)

第17条 海外研修教員及び国内研修教員を命じられた者に対しては、交通費、滞在費及び研修委託費(大学・研究所等の機関に支払う費用)等に充てるため次の区分により研修費を支給する。

(1) 海外研修教員

研修費の性格により、これをa、bに分ける。

a 私立大学等経常費特別補助(海外研修派遣)を受けて研修する場合は、年齢については満55歳以下、研修期間については2カ月以上1年以内の期間とし、次の研修費を支給する。(以下、こ

れを海外 a と呼ぶ)

最初の目的地に到着した日から帰国のため最後の目的地を出発する日の前日までの日数に対し、1日につき 7,400円

ただし、同一地域に滞在する場合、その地域に到着した日から起算して滞在日数30日を超える日数に対し、1日につき 5,920円

- b 本学の研修費のみを受けて研修する場合は、その期間を原則として6カ月または1年とし、6カ月の者に対しては準備費667,000円を、1カ年の者に対しては1,000,000円(それぞれ渡航費を含む)を支給する。(以下、これを海外 b と呼ぶ)

海外 a、b ともに変更があった場合は、期間に応じて精算するものとする。第5条の「原則として毎年度8名以内」のうち、海外 b の上限を6名とする。

(2) 国内研修教員

滞在1カ月につき 5万円以内(日割計算)

- 2 研修費は、海外研修及び国内研修を問わず本邦若しくは任地を出発した日から起算して1カ年を超える日数に対しては、これを支給しない。

- 3 他の機関等から給費がある場合には、その給費相当額を研修費から控除する。

- 4 海外留学教員及び国内留学教員についても本条に規定する研修費に満たない研修費しか支給されない場合にはその差額を支給する。

(渡航費等の支給)

第18条 海外研修教員のうち海外 a に対しては、本邦より在外研修場所に至るまでの往復渡航旅費実費(航空機の場合 エコノミークラス)を支給する。

- 2 国内研修教員に対しては、研修場所に至るまでの往復旅費を旅費規程に基づき支給する。ただし日当、宿泊料、食卓料は支給しない。

- 3 海外留学教員についても本条に規定する渡航費に満たない渡航費しか支給されないときにはその差額を支給する。

(渡航費等の貸付)

第19条 海外研修教員及び海外留学教員は、その希望により別に定める教職員厚生資金貸付規程により支度金、渡航費等の貸付を受けることができる。

(特例)

第20条 教員の研修に関し、この規程により処理しがたい事項が生じたときは、学長は当該学部教授会の議を経て、理事会の承認のもとに特別の取扱いをすることができる。

(細則)

第21条 この規程の施行に必要な事項は細則でこれを定める。

(規程の改廃)

第22条 この規程の改廃は、各教授会の議を経て、理事会がこれを定める。

附 則

- 1 この規程は、昭和54年4月1日から実施する。

- 2 この規程の実施に伴ない「留学生規程」及び「留学生留守手当支給規程」は廃止する。

附 則

この規程は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(教員研修及びサバティカル制度の複数回適用の条件変更等に伴う改正)

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

- 2 平成26年度に本規程の適用を受ける場合は、なお従前の例による。

附 則(研究成果の種別及び義務を厳守できなかった場合の対応の明確化等に伴う改正)

この規程は、2020年4月1日から施行する。